

別添1

平成30年度 第2期河津町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

平成30年度 第2期河津町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

2. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日の翌日から平成32年3月19日までを予定している。

3. 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法に規定される子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、ニーズ調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、河津町子ども・子育て会議等の運営支援などを実施し、需要量の推計及び目標量検討を行い、ニーズ調査に基づく検討結果をもとに、事業量の推計・目標量の設定、計画骨子案の策定、計画案の策定を支援するとともに、計画書を作成することを目的とする。

4. 業務概要

平成30年度業務

(1) ニーズ調査

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、アンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

ア. 調査対象者及び標本数

- ①未就学児童の保護者 約240票
- ②小学生児童の保護者 約330票

※調査票は、①については、国の基本方針やモデル調査票案をもとに河津町独自の設問を加え、②については第1期河津町子ども・子育て支援事業計画で実施した調査を参考に、現在の課題や社会的変化などを踏まえて新たに設計する。調査票は、河津町子ども・子育て会議の議論を踏まえて決定するが、受注者は調査票案設計にあたっての助言・アドバイス、情報提供、素案の提案などを行う。

イ. 抽出

上記対象世帯を抽出する。

ウ. 調査

調査票の設計及び印刷、発送用・返信用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封緘、配布、回収を行う。

エ. 調査期間

平成30年10月～11月

オ. 報告とりまとめの期限

平成31年3月末日

※ただし、平成31年1月までに集計結果の速報値を「中間報告」として提出する。

(2) 現状の分析と課題の整理

(1) の結果及び第1期河津町子ども・子育て支援事業計画の取り組みへの評価などを整理して、子ども・子育て支援にかかわる現状を分析し、その内容に基づき河津町の課題を抽出する。

(3) 河津町子ども・子育て会議の支援

河津町子ども・子育て会議（平成30年度3回程度）の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

(4) 需要量の推計・目標量の検討

(1) の調査結果をもとに、各種事業の需要量の見込みを推計する。また、推計結果に河津町の資料などから把握するサービス提供状況や見込み量、河津町の施策意向、子ども・子育て会議の審議結果などを加味し、各種事業の目標量の検討を支援する。

(5) 報告書の作成

ニーズ調査の報告書を作成する。

平成31年度業務

(1) 目標量の設定

30年度に引き続き、ニーズ調査等から推計した各種事業の需要量の見込み、河津町の資料などから把握するサービス提供状況や見込み量、河津町の施策意向、子ども・子育て会議の審議経過などを加味し、計画における各種事業の目標量を設定する。

(2) 事業計画骨子案の策定

30年度の検討結果及び(1)の目標量などを反映した計画骨子案（事業計画の方向性・概要を示すもの）をとりまとめる。

(3) 河津町子ども・子育て会議の支援

河津町子ども・子育て会議（平成31年度3回程度）の開催にあたり、資料作成（原データ作成）、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

(4) 事業計画案の策定支援

子ども・子育て支援事業計画案を作成し、計画案に対する審議・検討結果等に基づき計画案を補修正する。

(5) パブリックコメントの実施支援

子ども・子育て支援事業計画案に関して河津町が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(6) 計画書及び概要版の作成

確定した子ども・子育て支援事業計画の計画書及び概要版を作成する。

5. 支払い

平成30年度分については、ニーズ調査分として、契約金額の50%を限度として支払い、業務完了後、残額を支払う。

6. その他

(1) 河津町契約規則（平成9年3月18日規則第19号）を遵守すること。

(2) 業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。

(3) 打合せ協議回数は、子ども・子育て会議支援を含め、7回程度を想定している。

(4) 子ども子育て支援実施計画事業全般に係る法改正・制度改正、他市町の策定状況等について情報を収集し提供すること。

(5) 消費税法及び地方消費税法改正により消費税率及び地方消費税率が変更された場合、消費税率変更後に実施した子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料は、変更後の税率を適用して計算する。

(6) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

7. 成果品

(1) ニーズ調査報告資料：A4判70頁程度、簡易印刷、本編1色刷り 100部

(2) ニーズ調査報告資料データ（MSWORDを想定） 1式

(3) 計画書：A4判80頁程度、表紙レザック、本編1色刷り 100部

(4) 概要版：A3判、両面1枚、フルカラー 3,000部

(5) 計画書及び概要版データ（MSWORDを想定） 1式

以下余白